

- 大綱 1. 「宿泊税」導入提案は撤回を
- 大綱 2. 4病院再編など当事者無視の県政運営の転換を
- 大綱 3. 女川原発2号機再稼働は断念せよ
- 大綱 4. JSMC 半導体工場誘致について
- 大綱 5. 農業支援策の強化、営農意欲をつなげる鳥獣被害対策を

大綱 1. 「宿泊税」導入提案の撤回を-と求めて質問に入ります。

今議会に提案されている「宿泊税条例」について、現時点で当事者=特別徴収義務者となる宿泊事業者の方々の理解と同意が得られている状況にはなく、また納税者となる県民の皆さんへの周知・理解も進んでいるとは言えない現状から、同条例の提案撤回を求めます。

宿泊事業者の方々からは3/25と7/8の2度にわたって「宿泊税導入に反対する要望書」が提出されていました。反対の理由として、大きくは

- ① 宿泊者に重すぎる負担（二重課税、三重課税となる）は旅行心理に水を差す
- ② コロナ後の宿泊者数において、まだまだ回復していない宿泊施設が多い
- ③ 宿泊施設の経営環境は4年前よりも悪化している
- ④ 宿泊税に対する理解を得ているとは言えない

の4点が指摘され、

※新税は徴収する行政側の理論だけではなく、人々の共感と納得があって初めて導入できるものであり、今、県が導入を目指している宿泊税については、宿泊税の特別徴収義務者として想定している宿泊事業者の共感と納得を得ているとは言い難い状況にある。とされていました。

日本共産党県会議員団として、仙台市議団をはじめ、各自治体の市町村議員とともにそれぞれの地域の宿泊事業者の方々から直接ご意見を伺い、また県主催の事業者向け説明会、県民説明会にも参加する中で事業者の方々や県民の皆さんの思いも直接耳にしてきました。

宿泊事業者の方々には、燃料費、食材費などの高騰で、利益が相当圧縮され、かつ大震災時の借入金や新型コロナ禍でのゼロ・ゼロ融資の返済に四苦八苦しています。新型コロナ禍からまだ立ち直っていない。県内温泉旅館の平均稼働率も37%と低レベルに止まっているとのデータもあります。従業員の給与もなかなか上げられず、他業種と比べてもその水準は低く、人手不足で全ての客室を稼働させられない状況にもあります。ここに新たな税金徴収業務が加わるのです。

- ① 知事、まずもって、このような県内の宿泊事業者の窮状を理解されてますでしょうか？ 伺います。

知事はこの間、事業者への戸別訪問の結果として「概ね、7割の方々にはご理解いただけた」との発言を繰り返され、この発言自体が物議を呼びました。その後の各圏域での説明会では「7割は粉飾された数字だ！」「言われたことを理解するのと賛否は別。理解した上で私たちは反対している」との声もあがりました。

② 知事、知事の「宿泊事業者等の7割が概ね理解し、導入に納得されている」との発言は事実をゆがめた恣意的な発信だったと指摘し、発言の撤回を求めます。お答えください。

県内各地域での宿泊事業者への説明会・意見交換会の場では、4年前の提案を撤回して以降の県からのアプローチ、制度設計について事業者と一緒に考えて行こうとの姿勢が皆無であったとの指摘も相次ぎました。

県は、この間、先行自治体である福岡市と長崎市の行政担当者や宿泊事業者へヒアリングを行い、宿泊客や宿泊事業者との間で大きな問題は生じていないとの説明を行っています。しかしながら、福岡市や福岡県、長崎市においては導入に至るまでの検討委員会での議論や宿泊事業者の団体との意見交換、各宿泊事業者との意見交換会がより丁寧に行われていました。私も議会総務常任委員会の一員として長崎市に伺い、長崎市の宿泊税の概要、条例制定の経過、導入準備、宿泊税充当事業の周知等について調査してきました。長崎市の導入ワーキング会議で検討が開始されたのは2017年度（平成29年度）です。第1回宿泊税検討委員会が開かれたのが2019年（令和元年）10月、2020年（令和2年）以降は、新型コロナウイルス感染症対策も踏まえて検討委員会を開催、宿泊事業者の団体との意見交換も行われました。事業者の意見も踏まえて宿泊税の導入及び税率について一律200円から段階的な税率（100円～500円）へ変更する方針を決定したのが2021年（令和3年）8月、宿泊税条例が可決されたのが2022年（令和4年）2月議会でした。一方、宮城県は2020年（令和2年）2月議会で知事が当該条例案を「撤回」し、それ以降、動きは止まりました。

宿泊事業者、関係者への丁寧な説明、協議は、福岡や長崎の状況と比べても、宮城県の対応はあまりにもお粗末だったと言わざるを得ません。

③ 4年前の提案時に実施されたパブリックコメントについて、県は今回精査した結果として「明確に課税へ反対する意見は7～8割程度」であったと報告されています。そもそも、7～8割の反対意見があれば、少なくともその後に当事者・関係者との十分な協議を行い、理解を得ることに注力し、制度設計の見直しも行う、このような作業が行われて然るべきだったのではないのでしょうか？ 知事、いかがですか？ お答えください。

特別徴収義務者となる宿泊事業者の徴収事務に関連して伺います。

県は、宿泊事業者の「徴収事務負担軽減策」として、「徴収開始後、一定期間、県にカスタマーセンターを設置し、事業者からの納税に関する相談や、宿泊客から納税に理解をもらえない場合の対応を引き受ける」としています。

④ 宿泊事業者が特別徴収をしなかった場合や宿泊者が宿泊税を支払わなかった場合の対応と罰則の有無について伺います。地方税法ならびに今般提案されている県条例案に沿って、それぞれお答えください。

節目節目での知事の発言は物議を呼びました。

7/16の定例記者会見において、知事は「一人でも多くの方に理解を得られるように努力はいたしますけれども、宿泊事業者の皆さんの全員の理解がないと何もやらないということにはならない」と発言。9/4の定例記者会見では、(宿泊税について)「議会に提案する準備は整っておりますので、今回(9/12の説明会で)のご意見を聞いて制度を変えることはないです。」と述べました。9/12の説明会では「どれだけ反対意見があっても提案を変えずにやると知事が言っている、だったら今日の説明会をやる意味はあるのか?」「どれだけ厳しい声があっても提案を取り下げるとはしないとは、あまりにも傲慢だ」「知事には、何を言ってもムダだと思いつつ、やはり言わずにはいられないので発言する」との声が上がりました。「これだけ宿泊事業者から反対の声があがっているのに通してしまう。今まで導入されたところでこんな強引な通し方をしたところはないはずだ」「観光業界に分断を持ち込む事態になっている」との声もありました。

⑤ にもかかわらず、知事は「賛成の意見がかなりあるなという印象」だと強弁し、ここでも村井流のゴリ押しの県政運営が県民の分断を呼んでいると思います。いかがですか、お答えください。

市長村長への個別訪問でも概ね理解を得たとされていましたが、この間、気仙沼市長、南三陸町長が相次いで「拙速」とのコメントを出すに至っています。

両首長とも「宿泊税の導入」には賛意を示しつつ、気仙沼市長からは「議論が充分だったのか疑問が残る」「もう少し吟味されるべきだったのではないか」との意見が(8/27定例記者会見)、南三陸町長からも「説明の仕方が稚拙だったのではないか」「(4年前の議論を振り返り)当時言われたことを何ら解消しないで同じ説明を繰り返している。宿泊業者から不平、不満、疑問が出てくるのは当然ではないか」と指摘されています(9/2定例記者会見)。

大崎市議会、蔵王町議会、栗原市議会からは「拙速な宿泊税導入に反対する意見書」が、登米市議会からは「慎重審議を求める」要望が届けられ、七ヶ浜町議会からも「拙速な導入に対し再検討を求める」意見書が出されました。

大崎市議会の意見書では「県内各自治体並びに各議会、宿泊事業者にもその用途や

在り方についての協議の場や十分な説明もなく、県と仙台市のみでの協議・導入では、税の公平性や今後の観光振興推進にあたっては理解を得難いものになると言わざるを得ない」と言及されています。

租税論に通ずる方からは、「宮城の制度設計は他の自治体の事例を切り貼りしている印象。課税根拠がない、問題だらけの独自課税が全国各地に広がることを懸念している」との指摘もありました。

- ⑥ 知事、多くの関係者が指摘するように、宿泊税の導入に、納税者と宿泊事業者の納得と理解は不可欠です。地元紙も同様の主旨の社説を掲げています。この間の宿泊事業者向け説明会や、知事自らが出席された県民向け説明会での事業者や県民の声、そして各首長の指摘や各議会からの意見書・要望を正面から受け止められ、今般の「宿泊税条例」案は取り下げられるべきです。知事の決断を求めます。お答えください。

大綱 2. 4 病院再編など当事者無視の県政運営の転換を-と求めて質問いたします。

4 病院再編統合問題、県営住宅廃止問題、宿泊税導入問題、この間、知事が打ち出したこれらの政策課題に共通して見られるのは、一貫して当事者無視、関係者無視の知事の政治姿勢です。

方針を提示する前に当事者の意見を聴くというプロセスがおざなりにされ、自身が推進する政策への理解を求めるのみ。どれだけ反対意見があっても、持論を変えることを良しとしない。これでは県民はたまったものではありません。

- 1) 4 病院再編統合問題で、名取市植松地域への新築が目論まれている「新・日赤病院」について伺います。

5/20 の地域医療構想調整会議（仙台区域）での議論ですが、

事務局) 開院後の財政支援については県としては予定していない。統合に向けたハード整備に合わせて 200 億円を支援の額として提示。総合周産期母子医療センター等については、引き続き、支援することにはなるが、それ以外の部分は予定していない。

T 委員) 仮に財政支援をしなないとすると、がん治療に偏りがでてくるのではないか。儲かるがん治療だけを行うことが懸念され、県の政策医療として掲げてきたがん医療が危うくなる可能性があることを指摘させていただく。

事務局) がん治療に関しては、基本合意の中でもがん診療連携拠点病院と位置付けることを明記しており、こちらに対しての支援も継続する。

- ⑦ がん診療に関わる財政支援について、事務局の答弁内容に矛盾があると思われます。開院後の財政支援について予定していないと言いながら、がん診療連携拠点病院に

対しての支援は継続すると言っているのはどういう意味でしょうか、お答えください。

また、前言撤回を前提に考えても、がん診療連携拠点病院と位置付けた上での国や県からの支援が、これまでの県立がんセンターが都道府県がん診療連携拠点病院との位置づけの下に受けてきたレベルで継続されるのかどうか不透明です。

⑧ 県立がんセンターの機能・セクションの継続について、今年の2月議会でも質しましたが、当局の答弁は「東北大学も含めて関係者で協議中」とのことでした。あらためて以下の機能・セクションについての協議の到達点を伺います。お答えください。

宮城県がん登録室

患者サポートセンター（R2.4/1 に、がん相談支援センターと地域医療連携室を統合）

緩和ケアセンター

がんゲノム医療センター

研究所

そもそもの「あり方検討会議」でがんの医療を中心とすることでスタートし、2020年8/4の「3病院の連携・統合」議論開始に際しての知事臨時記者会見は「がんを総合的に診療できる機能を有する病院の実現に向けた検討の開始について」と題して行われていました。新病院の機能としては、あくまで、がんの医療を中心とした総合的な機能をもった病院という事でなければならないし、その点では県立病院としての存続が必至と思われましたが、昨年末の「基本合意」では、運営は「日本赤十字社」が担うとされました。

今年度、4月以降の県立病院機構と同機構労働組合との交渉の中では「がんセンターの現在の機能を落とさないこと」が双方の共通認識・目標として確認されています。

⑨ 知事にお聞きします。県も機構や機構労組と同様に「がんセンターの現在の機能を落とさない」と認識し、日本赤十字社との協議に臨んでいると理解してよろしいですね。重ねて伺います。お答えください。

2) 老朽化が著しく、建て替えが急務とされながら動きが止まったままの県立精神医療センターについて伺います。

9月9日に、当事者団体の方々が知事に対し、「これ以上、私たちに苦しめないでください。」との声明を届けられました。2021年の9月9日に「4病院の再編・移転」構想を打ち出して以降、県は場あたりのな弥縫策の提案を繰り返し、精神医療ユーザーや医療関係者、その支援者などを振りまわしてきました。当事者団体の方々からは、前年度末とされていた東北労災病院との「基本合意」に関わる協議が整わず、今年度も継続すると発表されてから、「(動きが) 何もないことが第二の被害になっている。生活に影響し続けている」と訴えられています。

知事はその2日後の11日の記者会見で「やはり一番は当事者の方がどうなのかということだ。」「より柔軟に対応してきた結果、大変時間をかけてしまっていて、ご心配をおかけしたことについては申し訳ない」と述べ、「(今は)多角的、柔軟にしっかりと考えて、労災病院や精神医療センターといろいろ調整している」としていました。

ここに来て、知事が「やはり一番は当事者の方がどうなのかということだ」と言われている。6月議会の答弁の際に言い出されたと思いますが、3年前の9月9日に「4病院の再編・移転」構想を打ち出す前に、当事者である精神医療ユーザーや医療関係者、その支援者、県精神保健福祉審議会にも諮ることなく提案された経過からみると、ようやく気付かれたのかなとも思いますが、真価が問われるのはこれからです。

⑩ 知事、当事者団体の方々からは一名取市周辺を中心とした「にも包括」維持発展を軸とした現在地ないしは名取市内での現精神医療センター建替を早期におこなうよう強く求められています。知事が「やはり一番は当事者の方がどうなのかということ」を考えるのであれば、この声に応える決断が求められているのではないのでしょうか?

お答え下さい。

大綱 3. 女川原発2号機再稼働は断念せよと求めて質問を行います。

国内各原発の使用済燃料の貯蔵問題が切迫しています。2021年10月に閣議決定された国の「第6次エネルギー基本計画」では、核燃料サイクルの破綻を目の前に、使用済燃料の貯蔵能力の拡大を進めることが余儀なくされ、具体的には、「発電所の敷地内外を問わず、新たな地点の可能性を幅広く検討しながら、中間貯蔵施設や乾式貯蔵施設等の建設・活用を促進する」とされました。本年2月の東北電力による女川原発2号機における使用済み燃料乾式貯蔵施設の設置についての(宮城県ならびに女川町・石巻市に対する)事前協議の申し入れもこの計画に沿ったものと言えます。

しかしながら、使用済み燃料の搬出先とされる「日本原燃」の再処理工場(青森県六ヶ所村)はこの9月末の完成予定が2026年度中へと27回目の延期が発表され、再処理で生じる高レベル放射性廃棄物の最終処分地も未定という状況下で、使用済み燃料を各原発の敷地外へ搬出するめどはたっていません。9月6日に「脱原発をめざす宮城県議の会」の一員として青森県六ヶ所村にある日本原燃(株)の原子燃料サイクル施設を同僚議員とともに視てきました。PRセンターで原子燃料サイクルの全体概要の説明を受けた後、広大な低レベル放射性廃棄物埋設センター施設、フランス・イギリスから返還されたガラス固化体を貯蔵中の高レベル放射性廃棄物貯蔵管理センターや、着工からそれぞれ14年、31年を経ても完成していないMOX燃料工場、再処理工場の現況を目の当たりに、原燃担当者の流ちょうな説明を暗澹たる思いで聞いてきました。

見通しのない国の「核燃料サイクル」の下で、女川原発2号機の再稼働となれば女川原発敷地内の使用済み燃料の貯蔵期間も貯蔵量も増え続けることとなります。

- ⑪ 知事、使用済み燃料をこれ以上増やすことは認められません。女川原発2号機の再稼働は断念すべきです。いかがですか、お答えください。

青森県においては、むつ市にある「中間貯蔵施設」が今月中にも稼働するとされていましたが、こちらの稼働も10月にずれ込むと発表されました。青森県及びむつ市と事業者であるリサイクル燃料貯蔵(株) (略称 RFS) との間で「周辺地域の安全確保及び環境保全に関する協定書」がこの8/9に締結されましたが、その中で、使用済み燃料の貯蔵について、貯蔵建屋の使用期間を使用開始の日から50年間、貯蔵容器の貯蔵期間も50年間とし、使用済み燃料は貯蔵期間の終了までに同施設から搬出するものと明記しています。

また、福井県の杉本知事は、関西電力が六ヶ所村の再処理工場の完成が2026年度中に延期されたことに伴い、福井県内の使用済み燃料の県外搬出計画を見直さざるを得ないとしたことに対し、新たな搬出計画が示されない限り「乾式貯蔵施設」設置のための事前了解をしないとしています。核燃サイクル「確立」の見通しが立たない限り、新たな使用済み燃料を生み出すことは良しとしない、現地での永久貯蔵に繋がる中間貯蔵・乾式貯蔵は認めないと毅然とした態度を取られています。

- ⑫ これまで宮城県は、県として「使用済み燃料は再処理することになっている。敷地内には残らない」という説明を繰り返してきました。今後とも「敷地内には残さない」との立場を貫き、「女川を核のゴミ捨て場にしない」と約束していただきたい。知事、お答えください。

- ⑬ 国が東北電力からの原子炉設置変更申請を許可すれば、乾式貯蔵施設の設置について、県として「了解」するかどうかの判断が求められることとなります。これまでの冷却プールでの貯蔵とは、貯蔵方法も異なること、貯蔵期間についてもめどが示される状況にはないといった現実も県民の皆さんに説明し、意見を聞く必要があると思いますが、県の認識を伺います。

- ⑭ 住民・県民向けの説明について、県は丁寧な説明を東北電力に求めているとされていますが、「説明会」の具体化についてはどうなっているか、お聞かせ下さい。

今年1月の能登半島地震をふまえた防災計画と原発事故時の緊急対応について伺います。会派として、2月議会・6月議会の本会議質問でも重ねて、能登半島地震での道路損壊による避難経路の途絶、屋内退避しようにも損壊した建物内では避難のしようがないと言った実態も踏まえた避難計画・緊急時対応の見直しを求めてきました。知事ならびに

復興・危機管理部長からは「女川地域の緊急時対応については、国の了承も得た避難計画であり、国による能登半島地震の検証の中で新たな知見が出て、女川の計画についても見直す必要があるということになれば見直すが、そうでなければ今の避難計画はそのまま」と答弁されていました。

- ⑮ 女川原発2号機の再稼働は9月から11月に延期されていますが、再稼働となれば事故のリスクは格段に引きあがります。NHK 仙台放送局はこの13日に県への取材も踏まえて、牡鹿半島では住民が避難するための道路のあわせて14カ所が津波による浸水で通行できなくなるおそれがあることがわかったと報じ、「検証、女川原発再稼働」と題した特集番組も組まれました。国による新しい知見の提示を待つことなく、県としてしっかりと検証して避難計画・緊急時対応を見直すことを求めます。お答えください。

大綱4. JSMC ホールディングスの工場誘致に関わって伺います。

自公政権がすすめる「経済安全保障」政策の下で大企業補助金と基金の残高が膨張し続けています。この10年間で基金への予算措置は累計39兆円にのぼり、巨額の基金事業の多くが、経産省の大企業補助金の原資となっています

2021年度には、特定半導体基金が設けられ、2022年度の経産省からの大企業への補助金支出を見てみるとTSMC・JASM、キオクシア(株)、ラピダス(株)と半導体関連産業が1位から3位と突出しています。

政府からの特定の外資・半導体メーカーに対する際限のない税金投入も際立っています。熊本のTSMCの工場建設計画への支援についてTSMCは「日本政府から強い確約」、「日本政府の強力な支援を前提」と発表していましたが、同社と日本政府の交渉の経緯と中身は、国会と国民にも明らかにされないまま、既に1兆2000億を超える補助金がつぎ込まれています。日本経済において企業数で99%超、従業員数で7割を占める中小企業に対する対策費が2024年度予算でわずか1693億円にとどまっている事をみてもその偏重・優遇ぶりは際立っています。

- ⑯ 知事に伺います。7月に議長がJSMCの役員の訪問を受けた際の説明資料(7/19付)にも「政府からの一定水準以上の補助金交付を受けることが本事業の前提」との記述がありました。「一定水準」とはどのような水準を指すのでしょうか？「一定水準以上の補助金交付を受ける」との前提条件の確認はだれがどのように行うのでしょうか？ また、確認できない場合に事業は止まるのでしょうか？ 知事はJSMC社と日本政府の交渉の経緯と中身について承知されているのでしょうか？ お答えください。

JSMC社の工場進出に対するインフラ整備について、県として同工場で使用する大量の水を確保するために、麓山浄水場の濁度低減処理施設の増設と県工業用水の配管を一部拡大して敷設替える計画であるとお聞きしました。

⑰ 県企業局の担当課からは、財源は国のインフラ整備交付金、半導体設備の整備に関わる補助金などを活用するとも聞きましたが、補助率も踏まえた上での県企業局の持ち出しはどのように試算されているのでしょうか？ お答えください。

JSMC社の工場進出が地域経済に与える影響については、県議会においても少なくない同僚議員がこれまで取り上げてきました。地域の事業者、地元の方々からも期待と不安の声が交錯しています。8月に党県議団として北上市と岩手県庁に伺い、第2製造棟を完成させたキオクシア岩手(株)と関連企業の進出状況、周辺地域の雇用情勢、環境対策などについて伺ってきました。単純に同列視はできませんが、雇用に関しては、給与水準や人材の確保といった点で地元企業への一層の支援・配慮も必要となることは間違いありません。

⑱ 県として、地元中小企業に対してどのような支援をされるのか？ お答えください。

2月議会において私は、予定されているJSMCの半導体工場の建設に際して、第一に半導体の製造工程に加え、サプライチェーンの全域でPFASは使用しないことを確認するとともに、「副生」への対応を行う事。第二に、工場の建設・稼働前に周辺の河川・井戸水・農業用水等について調査を行うこと、稼働後の調査についても同様に行うように求めました。

⑲ その後の対応状況と今後の取り組みについてお伺いします。 お答えください。

大綱 5. 農業支援策の強化、営農意欲をつなげる鳥獣被害対策をーと求めて質問いたします。

この夏、スーパーや米屋の店頭からコメが消え、各地でコメが買えない事態が広がりました。宮城県も例外ではありませんでした。

コメ不測の原因について政府は、昨年的高温障害による品質低下や、8月の宮崎・日向灘地震で政府が発した南海トラフ地震臨時情報を受けて、消費者がコメを買いに走ったことが要因だと言っていますが、最大の原因はコメの供給量が少なかったことです。政府は、米の消費が毎年減ることを前提に生産量の削減を現場に押し付け、昨年も前年比で10万ト減少させました。この間、毎年6月末時点の適正在庫は200万ト前後としてきましたが、今年には1999年以降で最低の156万トしかありませんでした。主食用の水稲作付面積

は2013年の152万㌧が2023年には124万㌧と28万㌧減少、生産量は13年の818万㌧から23年には661万㌧と157万㌧の減少です。稲作農家は2010年の約116万戸から2020年には約70万戸と4割も減りました。

今回のコメ不足は一過性のものではありません。生産基盤が弱体化しているため、今後も続く危険があります。政府は来年の6月末在庫を今年より少ない152万㌧と見込んでいます。来年もコメ不足が再燃する可能性が高いのです。政府は2018年にコメの直接支払い交付金や行政による減反を廃止し、生産者に自己責任を迫ってきました。このまま市場競争にさらす政策では、国民の基礎的食糧であるコメの需給の安定は保てません。

⑳ 知事、今こそ、生産を下支えする価格補償、所得補償と、そのための農業予算の抜本拡充を国に訴えていただきたい。併せて県としても農業予算を拡充し、担い手と農地を守る決意を示していただきたい。いかがですか、お答えください。

本県における野生鳥獣による農作物被害額は2014（H26）年度の2億994万円をピークに翌2015（H27）年度には1億3,870万円とやや減少したものの、2020（R2）年度には1億9,399万円となるなどその後も高い水準で推移しています。2023（R5）年度は速報値で1億3,209万円となっています。

なかでも、2011（H23）年の東日本大震災以降に、東京電力福島第一原発事故の影響を受けて激増したとされるイノシシによる被害額が約5割を占めるに至っており、発生地域も27市町村に上るまでになっています。

野生鳥獣による農作物被害は、営農意欲の減退や耕作放棄地の拡大に進展し、離農の増加にもつながり、農作物被害額として数字に表れる以上に農家に深刻な影響を及ぼしています。県としてもこの間、その対策として宮城県鳥獣害防止総合支援事業交付金による市町村支援、集落ぐるみの鳥獣被害防止対策推進支援事業等といった取り組みを行っていますが、農家の方々の営農意欲をつなげる上では、より一層の支援策の充実が求められます。以下はイノシシ被害と対峙している農家の声です。

「猪を駆除し尽くさず、農産物を全部囲って侵入を防げと言うなら、その作業経費も補償しなくては絶対無理です。」

「欧米並みの所得保障が必要です。」

「鳥獣被害の対象を農作物の被害に限定しているのは大きな間違いです。農作物被害は農作物の生産者等がある程度の補助は受けつつも大方の経費を自腹切って守っているから減っているだけです。」

㉑ 知事、この声をどう聞きますか？

侵入防止対策経費も被害額としてとらえて全体像を把握し、作業経費も含めた補償とすべきと考えますが、いかがでしょうか？ お答え下さい。

栃木県では知事自らが、群馬県では副知事がそれぞれ鳥獣対策の責任者に座り、本気度

を示しています。本県においても、担い手と農地をどう守っていくか、知事の決意を重ねて求めて、壇上からの質問を終わります。ご清聴ありがとうございました

以上

計 21 問(10796 文字)

